定　　款

第１章　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社ＪＰＭＣと称し、英文ではＪａｐａｎ　Ｐｒｏｐｅｒｔｙ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｃｅｎｔｅｒ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ．と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．不動産のサブリース業及びフランチャイズチェーンシステムによるサブリース業の展開
２．不動産の賃貸及び賃貸の斡旋、仲介ならびに管理
３．不動産の売買及び売買の斡旋ならびに仲介
４．不動産に関するコンサルティング業
５．地代、家賃その他不動産に関連する金銭債権の収納代行業務
６．建築材料、室内装飾品、家具、照明器具、電化製品、厨房器具、住宅設備機器の販売、リース、レンタル、設置工事及び保守管理
７．住宅関連広告、コマーシャルの企画、制作及び販売
８．住宅情報及び情報提供のサービス業
９．PropTechの企画、開発、構築、販売、運営及び保守管理
10．店舗、事務所のインテリアの企画、設計及び内装仕上げ工事ならびに監理
11．一般建築の設計、工事及び監理
12．住宅の増改築・建替え及び住宅リフォーム
13．損害保険代理業
14．住宅関連調査に関する情報の収集、マーケティング、分析及び提供
15．電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
16．住宅ローン、アパート・マンションローンの紹介及び斡旋
17．貸金業及びクレジット業
18．金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業
19．不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資助言・代理業

20. 信託受益権の保有、売買及び運用
21. 不動産特定共同事業法に基づく事業
22. 特定目的会社、特別目的会社及び不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分権等の売買、仲介及び管理
23. 有料職業紹介事業
24. 財産管理、資産承継、事業承継に関する相談業務及び情報提供サービス並びにコンサルティング
25. 企業の買収、合併、事業譲渡、資本提携、業務提携等の斡旋及び仲介並びにコンサルティング
26. 老人ホーム、高齢者向けの施設及び住宅の紹介・斡旋
27. 電気の売買、仲介及び斡旋
28. 前各号に付帯又は関連する一切の事業及び業務

（本店の所在地）

第３条　当会社の本店は東京都千代田区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

①　取締役会
②　監査等委員会
③　会計監査人

（公告の方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、５３，２８０，０００株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

①　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

②　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

③　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（基準日）

第９条　当会社は、毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２　代表取締役に事故があるときは､取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し､議長となる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は､当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として､その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は､株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１７条　株主総会の議事録は法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任方法）

第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２０条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（補欠の監査等委員である取締役の予選の効力）

第２１条　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

２　取締役会はその決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条　取締役会は、その決議により、取締役の中から、取締役会議長を１名選定する。

２　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。

３　取締役会議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（重要な業務執行の委任）

第２５条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

第２６条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

２　前条第２項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）

第２８条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任の免除）

第３０条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第３１条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

（監査等委員会の決議方法）

第３２条　監査等委員会の決議方法は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第３３条　監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

（監査等委員会規程）

第３４条　監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第３５条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第３６条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第３７条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人との責任限定契約）

第３８条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　計　　算

（事業年度）

第３９条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から同年１２月３１日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４０条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第４１条　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月３０日とする。

３　前二項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第４２条　配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　配当金には利息をつけない。

附　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、第１４回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったこ

とによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　第１４回定時株主総会終結前の社外監査役の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第４０条の定めるところによる。

平成１４年　６月　３日　制定
平成１５年　２月２７日　改定
平成１６年　３月３０日　改定
平成１７年　３月２８日　改定
平成１７年１１月　７日　改定
平成１９年　３月２９日　改定
平成２０年　９月１８日　改定
平成２１年　３月２７日　改定
平成２２年　３月２９日　改定
平成２２年　９月１３日　改定
平成２３年　２月　５日　改定
平成２３年　３月２９日　改定
平成２３年　６月２１日　改定
平成２４年　４月　１日　改定
平成２４年１０月　１日　改定
平成２５年　３月２８日　改定
平成２５年　４月　１日　改定
平成２５年　８月１２日　改定
平成２７年　１月　１日　改定
平成２８年　３月３０日　改定
令和　４年　３月２５日　改定
令和　４年　６月　７日　改定
令和　４年　９月　１日　改定
令和　５年　３月２４日　改定
令和　６年　３月２６日　改定
令和　７年　３月２５日　改定